

# 退職金専用 定期貯金

これからをもっと自分らしく。「セカンド」

取扱期間 2026年3月2日(月) ▶ 2027年2月26日(金)

組合員様限定  
スーパー定期 3年(複利)

スーパー定期  
1年(単利)

年1.00% (税引後 年0.796%)      年0.80% (税引後 年0.637%)

【対象者】個人の方(スーパー定期3年は組合員または新たに出資をお申込みいただける方)

【対象資金】過去1年以内にお受取りの退職金

【お預入金額】10万円以上、お受取りの退職金の範囲内とします。

年金予約を  
承って  
おります

※中途解約された場合、当JA所定の中途解約利率が適用されます。 ※急激な金利変動により上記商品の取扱を中止させていただく場合があります。  
※満期日以降は自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ※詳しくは窓口または裏面記載の商品概要説明書をご確認ください。

詳しくはお近くのJA窓口までお気軽にお問い合わせください。

御前崎支店 TEL.63-2395      榛原支店 TEL.22-0750  
地頭方支店 TEL.58-0621      勝間田支店 TEL.28-0211  
相良支店 TEL.52-0281      吉田支店 TEL.32-1121  
萩間支店 TEL.54-0321      住吉支店 TEL.32-0115

JAハイナン  
<https://hainan.ja-shizuoka.or.jp/>  
JAハイナン 検索



JAハイナンHP



公式LINE



インスタグラム

# 退職金専用定期貯金《商品概要説明書》

2026年3月2日現在

1.商品名	●スーパー定期貯金(1年・単利型) (愛称:セカンド定期貯金)
2.ご利用いただける方	●個人のみ
3.取扱期間	●2026年3月2日(月)~2027年2月26日(金)
4.期間	●定型方式…1年 ●自動継続のお取扱いとなります。
5.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)対象資金	●一括預入 ●10万円以上、お受取りの退職金の範囲内とします。 ●1円単位 ●退職金 ※過去1年以内にお受取りの退職金に限りま す。 ※預入時には退職金所得の源泉徴収票・離職票・預入原資の分 かるもの(通帳のコピーなど)が必要となります。
6.払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
7.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の 入手方法	●年0.80%を満期日まで適用します。 ●満期日以降は、継続時におけるスーパー定期1年ものの店頭表 示金利が適用されます。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭に表示しています。
8.手数料	—
9.付加できる 特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取 扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリに より通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出 金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
10.中途解約時 の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位 以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×50%
11.貯金保険制度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護され る貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普 通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供 できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、 元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし ては、当JA支店または金融部(電話番号:0548-22-9538) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図 ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申 し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバン ク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお 申し出ください。)
13.その他参考と なる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金 利率により計算します。 ●本商品はATM・JAネットバンクでのご契約はできません。 ●金利情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があ ります。

1.商品名	●スーパー定期貯金(3年・複利型) (愛称:セカンド定期貯金)
2.ご利用いただける方	●個人のみ
3.取扱期間	●2026年3月2日(月)~2027年2月26日(金)
4.期間	●定型方式…3年 ●自動継続のお取扱いとなります。
5.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)対象資金 (5)預入対象者	●一括預入 ●10万円以上、お受取りの退職金の範囲内とします。 ●1円単位 ●退職金 ※過去1年以内にお受取りの退職金に限りま す。 ※預入時には退職金所得の源泉徴収票・離職票・預入原資の分 かるもの(通帳のコピーなど)が必要となります。 ●組合員または新たに当JAにお申し込みいただける方
6.払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。 ●一部支払いの取り扱いができます。預入日(または継続日)の 1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途 解約利率により一部支払いが可能です。
7.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の 入手方法	●年1.00%を満期日まで適用します。 ●満期日以降は、継続時におけるスーパー定期3年ものの店頭表 示金利が適用されます。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭に表示しています。
8.手数料	—
9.付加できる 特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取 扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリに より通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出 金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
10.中途解約時 の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位 以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
11.貯金保険制度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護され る貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普 通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供 できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、 元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし ては、当JA支店または金融部(電話番号:0548-22-9538) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図 ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申 し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバン ク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお 申し出ください。)
13.その他参考と なる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金 利率により計算します。 ●本商品はATM・JAネットバンクでのご契約はできません。 ●金利情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があ ります。

※詳しくはJA窓口までお問い合わせください。